

# 新旧対照表

## 広島市公衆浴場法施行条例施行規則

現 行	改 正																		
<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(水質の基準及び検査方法)</p> <p>第6条 条例第5条第5号の規則で定める基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき、同表の中欄に掲げる方法によつて行う検査において、同表の右欄に掲げる基準に適合するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">大腸菌(原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水に係るものに限る。)</td> <td style="width: 33%;">特定酵素基質培地法</td> <td style="width: 33%;">検出されないこと。</td> </tr> <tr> <td>大腸菌群(浴槽水に係るものに限る。)</td> <td>デソキシコール酸塩培地法</td> <td>1ミリリットル中に1個以下であること。</td> </tr> <tr> <td>レジオネラ属菌</td> <td>ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法</td> <td>検出されないこと。</td> </tr> </table> <p>2 条例第5条第13号の規則で定める水質検査は、前項の表の左欄に掲げる事項につき、同表の中欄に掲げる方法によつて行う検査とする。</p> <p>第7条・第8条 (略)</p>	大腸菌(原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水に係るものに限る。)	特定酵素基質培地法	検出されないこと。	大腸菌群(浴槽水に係るものに限る。)	デソキシコール酸塩培地法	1ミリリットル中に1個以下であること。	レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと。	<p>第1条～第5条 (現行に同じ。)</p> <p>(水質の基準及び検査方法)</p> <p>第6条 条例第5条第5号の規則で定める基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき、同表の中欄に掲げる方法によつて行う検査において、同表の右欄に掲げる基準に適合するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">大腸菌(原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水に係るものに限る。)</td> <td style="width: 33%;">特定酵素基質培地法</td> <td style="width: 33%;">検出されないこと。</td> </tr> <tr> <td>大腸菌(浴槽水に係るものに限る。)</td> <td>下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年/厚生省/建設省/令第1号)第6条に規定する方法</td> <td>1ミリリットル中に1個以下であること。</td> </tr> <tr> <td>レジオネラ属菌</td> <td>ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法</td> <td>検出されないこと。</td> </tr> </table> <p>2 条例第5条第13号の規則で定める水質検査は、前項の表の左欄に掲げる事項につき、同表の中欄に掲げる方法によつて行う検査とする。</p> <p>第7条・第8条 (現行に同じ。)</p>	大腸菌(原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水に係るものに限る。)	特定酵素基質培地法	検出されないこと。	大腸菌(浴槽水に係るものに限る。)	下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年/厚生省/建設省/令第1号)第6条に規定する方法	1ミリリットル中に1個以下であること。	レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと。
大腸菌(原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水に係るものに限る。)	特定酵素基質培地法	検出されないこと。																	
大腸菌群(浴槽水に係るものに限る。)	デソキシコール酸塩培地法	1ミリリットル中に1個以下であること。																	
レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと。																	
大腸菌(原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水に係るものに限る。)	特定酵素基質培地法	検出されないこと。																	
大腸菌(浴槽水に係るものに限る。)	下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年/厚生省/建設省/令第1号)第6条に規定する方法	1ミリリットル中に1個以下であること。																	
レジオネラ属菌	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法	検出されないこと。																	